



令和4年度から『さぬき市成人式』の名称が『さぬき市はたちの集い』に変わります！

民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。市では、民法改正後の令和4年度以降も、これまでと同様に式典を開催する年度に20歳になる方を対象として成人式を開催しますが、令和4年度以降は、民法上の成年年齢（18歳）と式典の対象者の年齢（20歳）が異なるため、式典の名称を『さぬき市成人式』から『さぬき市はたちの集い』に変更します。

【問】生涯学習課 はたちの集い担当 ☎(0879)26-9974

まず知ろう！『障害者虐待』 障害者虐待防止法をご存じですか？

この法律は、障害者の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。

虐待に気づいた人は、障害者虐待防止センターへの通報義務があります。

地域ぐるみでの対応や支援が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の早期発見・解決につながります。

◇この法律で守られる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者、心身の機能障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（※18歳未満の障害児も含まれます。）

◇障害者虐待はこんなところで起こっています！

家庭 障害者の生活の世話をしている家族、親族、同居人などによる虐待

施設 障害者福祉施設、障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

職場 使用者（雇用主）や職員などによる虐待

◇どのようなことが虐待になるの？

身体的虐待 【例】殴る・蹴る、身体を拘束する、部屋に閉じ込める など

性的虐待 【例】本人にわいせつな言葉を言う、映像をみせる など

心理的虐待 【例】怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、無視する など

ネグレクト 【例】十分な食事や水分を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

経済的虐待 【例】年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない など

「もしかして虐待かも？」 そうと思ったら、まずはご相談ください。

※休日や夜間も対応できる体制を確保しています。通報者の秘密は守られます。

【問】さぬき市障害者虐待防止センター（障害福祉課内） ☎(0879)26-9903

し尿汲み取り業務の休業（お盆休み）について

	8/12(金)	8/13(土)	8/14(日)	8/15(月)	8/16(火)	8/17(水)
し尿汲取日	○ 8/3(水)午後3時まで受付	休 み				○

8月12日(金)までの汲み取りを希望される方は、8月3日(水)午後3時まで下記までお申し込みください。それ以降の受付分は、原則8月17日(水)以降の汲み取りとなりますので、ご注意ください。

※ごみの収集業務については、通常どおり行います。

【問・申】生活環境課 ☎(087)894-1119 総合支所 ☎(0879)26-9901

暮らしのワンポイントアドバイス そのネット注文、定期購入になっていませんか？

「ネットで商品を1回限りのつもりで注文したが、実は定期購入だった。解約したい。」という相談が多数寄せられています。

注文確定の直前段階の画面で「〇ヶ月コース」「定期購入」等になっていないか、定期購入の場合2回目からはいくらか、解約の方法はどうなっているかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

成年年齢引下げにより、一人で契約ができるようになる18歳、19歳の皆さんは、特に慎重に契約内容を確認しましょう。

【問】香川県消費生活センター（高松市） ☎(087)833-0999 東讃県民センター（さぬき市津田） ☎(0879)42-1200